

行政委員会事務局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約を除く)

令和6年度第1四半期

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告業務委託	その他	川下 清	13,000,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	大阪市選挙事務システム標準化対応支援業務(コンサル業務委託)にかかる業務委託	情報処理	PwCコンサルティング(同)	27,000,000	令和6年4月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	令和6年度 職員採用試験等関係書類の点字訳・音声パソコン用テキストファイルの作成、答案墨字訳及び音訳・音声デジタイズデータマスター作成業務委託	その他	社会福祉法人日本ライトハウス	2,765,158	令和6年5月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
4	任用事務用 職員採用試験にかかる能力検査業務委託	試験問題作成	株式会社リクルートマネジメントソリューションズ	5,845,950	令和6年5月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告業務委託

2 契約の相手方

川下 清

3 随意契約理由

包括外部監査契約は、地方自治法第252条の36の規定により、弁護士、公認会計士など外部の専門的知識を有する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告書の提出を受けることを内容とする契約であり、政令市は毎会計年度実施を義務付けられている。

川下清氏は、日本公認会計士協会近畿会、大阪弁護士会及び近畿税理士会の推薦者の中からコンペ方式により選考を行った結果、最も優れた提案を行ったことから、議会の議決を経て令和4年度包括外部監査契約を締結し、令和5年度についても引き続き同氏と契約を行った。

地方自治法の規定により連続して3回まで同一の者と契約を締結できること、監査の実施状況が一定評価できるものであること、監査業務を通じて本市の行財政についての習熟度について新たに選定する監査人よりもアドバンテージがあること、過去の監査結果を踏まえた監査の継続性が図れること等、包括外部監査の実効性を高める上で最も適任であると考えられることから、令和6年度についても同氏と包括外部監査契約を締結する。

なお、契約締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴いた上、令和6年3月27日に議会の議決を得ている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局監査部監査課（電話番号 06-6208-8574）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市選挙事務システム標準化対応支援業務（コンサル業務委託）

2 契約の相手方

PwC コンサルティング合同会社

3 随意契約理由

本業務は、システム移行に際し、専門的見地からの解説や助言を行うことで本市判断の支援を行い、またシステム移行事業者からの提案内容の妥当性の評価を行うものであるが、これらは業務支援を専門として積み重ねた経験や実績及び、本分野に関する高度な技術力による柔軟な支援と提案力、デジタル技術及び IT 技術に関する幅広い知識と経験が必要である。そのため、業務の性質上価格競争による入札に適さないと考えている。

また、専門的かつ高度な知識及び豊富な実務経験を有したコンサルティング事業者等から、選挙事務システム標準化に係る総合評価一般競争入札における提案書に対する本市の評価内容に対するレビュー、システム導入に係る技術面からの支援及び支援実績から本業務に最適と考えられる業者との調整合制等を提示させることで、本市の求める最も優れた成果を期待できることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、PwC コンサルティング合同会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、PwC コンサルティング合同会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8514）

随意契約理由書

1 案件名称

職員採用試験等関係書類の点字訳・音声パソコン用テキストファイルの作成、答案墨字訳及び音訳・音声デジターデータマスター作成業務（単価契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 日本ライトハウス

3 随意契約理由

本市の職員採用試験においては、一部の職種において視覚障がい者の受験を認めており、受験者の希望があれば、筆記試験において点字版の問題集による出題や、試験問題の音声パソコン用テキストファイル又は音声デジター専用再生機器による読み上げの対応による出題を行っている。

契約相手方においては、英文、数式、グラフ、図形など様々な分野の特殊な表記を含む問題を短時間で正確に点字版により作成することが可能であり、かつ点字受験者が解答するのに不適切な問題がないか（特にグラフ等の資料や空間図形を使用した問題等）について、技術的な助言ができる技術・体制を有している必要がある。また、試験機関として公正・公平かつ正確な能力実証を果たすために、出題分野が多岐にわたる採用試験問題の点字訳や音訳について、一字一句正確に訳すだけでは不足、その内容（問題の意図、同音異義語の取扱い等）の同一性を求められることから、一連の業務を同一の事業者において一括して委託する必要がある。さらに、本業務は試験問題が外部に絶対漏れてはならないなど特殊な業務であることから、秘密の保持、書類の管理等の面で管理体制が確立されている必要がある。

これらの点において、社会福祉法人日本ライトハウスは、文部科学省から特別支援学校で使用する教科書の発行者として認定されている事業者の1つであり、他の地方公共団体の試験問題や大学の入学試験問題等、試験問題の点字訳等や、他の出版社が発行した国語、数学、理科、社会など幅広い教科の教科書の点字版を作成するなど、全国でも最高レベルの点訳技術を有しており、特殊表記の点字版の提供も可能である。また、音訳・音声デジターデータマスター作成を行うための専門知識や録音機材等も整っており、本市が必要とする全ての業務を一括して履行することが可能である。加えて、施設内には施錠可能な点訳作業等専用の部屋や警備会社のセキュリティに連動した金庫を有するなど、秘密保持体制の確立もなされており、複数日にまたがる本市職員の立合等も可能となっている。

これまで当局では、令和2年度から、本件に係る入札並びに年間を通じた比較見積業者リスト掲載事業者の募集など、契約手法や作業日程等の見直しを行いながら、継続して広く事業者を募集してきたところであるが、参加事業者は社会福祉法人日本ライトハウス1者のみとなっている状況にあり、少なくとも地方自治

法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると考えられる。

上記のことから、本業務の委託先は社会福祉法人日本ライトハウス以外にないと考えられるため、同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局任用調査部任用調査課（電話番号 06-6208-8545）

随意契約理由書

1 案件名称

職員採用試験に係る能力検査業務（概算契約）

2 契約の相手方

（株）リクルートマネジメントソリューションズ

3 随意契約理由

本市では、優秀な人材を採用するため、民間企業志望者を含め多数・多様の受験者が確保できるよう、教養試験ではなく民間で広く活用されている適性試験、とりわけ（株）リクルートマネジメントソリューションズの SPI を平成 24 年度から継続して活用してきた。

（株）リクルートマネジメントソリューションズが提供する SPI は、応用力や論理的思考力に重点を置いた出題傾向であり、本市職員として求める人材像にふさわしいかを見極める観点と合致する。また、民間企業の採用試験で行われる適性検査の代表的なものであることから、全国的に受検者数が多く全国の受検者データ蓄積が十分にあり、必要に応じて本市受験者との比較が可能である。

次に、本市採用試験は機会の均等の観点から、あらゆる方が試験申込み（参加）できることを前提としており、障がいを持つ受験者の申込みも想定しているため、適性試験問題の点字版を試験区分ごとに準備する必要があるが、年間を通じて複数種類の点字版の問題を提供することができるのは SPI のみとなっている。

受験者は一般的に受験する自治体や企業の採用試験の出題傾向を分析し、出題傾向に合った受験対策を講じるが、適性試験の種類は多く、難易度、出題傾向も様々である。

これまで本市では、結果的に SPI を継続活用しているが、契約前に公表する必要がある採用試験要綱には適性試験の種類を明記できなかったことにより、受験者から多数寄せられる適性試験の種類に関する問合せへの回答は曖昧にならざるを得ず、また、SPI に決定後も採用試験要綱に記載していないため、受験者の公平性の観点から回答できず、一定の混乱が生じていた。

この点について、本市人事委員会としても受験者の負担軽減を図る必要性について強く認識しているところであり、その対策として採用試験要綱に SPI と明記することで、受験者が出題内容を事前に把握し試験準備ができるようにし、受験者の負担軽減や安定的確保、問合せの減少につなげることができると見込んでいる。

また令和 4 年度、5 年度においては SPI を使用し、試験を実施していることから、試験内容が毎年変更されることは、出題傾向を把握した上で受験対策を行う受験者にとっても大きな負担である。

これらを総合的に勘案し、適性試験として SPI を採用するものであるが、当該検査は（株）リクルートマネジメントソリューションズの商品であり、その提供及び

検査結果の判定は同社のみが可能であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局任用調査部任用調査課（電話番号 06-6208-8545）